保育施設入所選考基準について

1 概要

特定教育・保育施設における保育の利用については、入所選考基準により、その保育の必要性の度合いを点数化し、点数の高い順に、希望する施設への入所を調整しています。

入所選考基準における優先利用の考え方については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法を根拠として、国が示す基本的な考え方に基づき、利用調整を行う市町村が決定しています。

これまで「項目」や「点数」の決定にあたっては、市の所管部門で検討し、決裁の 手続きを経て決定していましたが、市民参加の観点から、今後、変更を行う際には、 子ども・子育て会議にて意見聴取したうえで決定したいと考えております。

2 江別市保育施設入所選考基準表

別紙1のとおり

3 その他

令和3年6月に、北海道内12市に対し、保育所入所選考基準の決定方法について アンケート調査を行いました(10市から回答有)。

10市のうち、2市(旭川市・釧路市)が、入所選考基準の決定について子ども・子育て会議にて意見聴取を行っているという結果でした。

また、現在、各市の入所選考基準を収集しております。今後、近隣市の基準を比較・ 分析し、江別市の入所選考基準に変更すべき事項がある場合は、子ども・子育て会議 にて意見聴取させていただく予定です(令和5年度入所選考基準より)。

●令和3年6月実施 アンケート結果

	**
市名	子ども・子育て会議での 意見聴取有無
札幌市	×
北広島市	×
恵庭市	×
石狩市	×
岩見沢市	×
小樽市	×
旭川市	0
釧路市	0
北見市	×
帯広市	×
江別市	×

江別市保育施設入所選考基準表

1. 基礎点数

令和3年4月入所から適用

類型		項目	点数
就労		月150時間以上の就労を常態とする。	10
		月140時間以上150時間未満の就労を常態とする。	9
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする。	8
		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。	7
		月80時間以上100時間未満の就労を常態とする。	6
		月64時間以上80時間未満の就労を常態とする。	5
出産		妊娠・出産 ※ただし、切迫早産等出産に関して入院、通院又は治療を要する場合は、疾病とする。	8
	7 84	入院が1カ月以上に渡ると見込まれるもの	10
	入院	入院が1カ月未満と見込まれ、入院期間及びその後の通院・治療期間を合わせると1カ月 以上に渡ると見込まれるもの	9
		常時病臥	10
疾病·負傷	自宅療養	精神性の疾病(精神障害者手帳1級またはこれに相当する場合)、又は感染性の疾病	10
		精神性の疾病(精神障害者手帳2級またはこれに相当する場合)	9
		医師により家庭での保育が不可と診断された場合	8
		医師により家庭での保育が困難と診断された場合	6
		身体障害者手帳所持者で1級もしくは2級該当者	10
7		療育手帳所持者で最重度もしくは重度該当者	10
障 がい		身体障害者手帳所持者で3級該当者	8
		療育手帳所持者で中度該当者	8
同居親族等の 看護・介護		月120時間以上の看護・介護を常態とする。	8
		月100時間以上120時間未満の介護・看護を常態とする。	7
		月64時間以上100時間未満の介護・看護を常態とする。	6
災害		災害(火災、風水害、地震等)の復旧に当たっている場合	10
求職活動		保護者の求職活動を理由に保育所を利用する。	4
就学等		技術習得等で、職業訓練学校や大学、専門学校等に通学している場合	就労 の基準を 準用
虐待·DV		虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)	100
		DV (家庭裁判所から保護命令が出された世帯等)	12
市長による特例		この類型中に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とする認められる場合	1~10

2. 調整点数

類型		項目	点数
保護者	ひとり親世帯の場合		
	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)		
	法に基づく産前産後休暇・育児休業明けの場合		
		月120時間以上の就労を常態とする。	6
	保育士等資格保有者が、江別市内の保育 施設等※1で保育業務に従事する場合	月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。	5
		月64時間以上100時間未満の就労を常態とする。	4
	江別市に転入予定で、賃貸契約書もしくは売買契約書の提出がない場合		
	申込児の祖父母と同居(隣家、二世帯住宅を含む。)している世帯。ただし、身体的、年齢的(60歳以上)に保育が不可能な場合、祖父母の就業が理由で保育が不可能な場合は除く。		
	保育料を滞納しており、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない場合 (過去1年以上保育料を滞納している場合は、調整点数は加算いたしません)		
児童条件	前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合 ※入所の要件を満たしている場合に限る		100
	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合		
	入所申請児童が障がいを有している場合		
	食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合		
	兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合		
	兄弟姉妹と同時に申し込む場合		
転園・卒園	年度当初の転園(市内の企業主導型保育施設からの転園を含む)		
	兄弟姉妹がすでに入所している施設への転園を希望する場合		
	市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設(受入機能を持つものに限る)への入所を希望する場合		
	市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設(受入機能を持つものに限る)以外への入所を希望する場合		
	廃止となる認可保育施設からの転園		
その他	保育の緊急度が高く、特に配慮が必要な場	合	1~100

3. 利用調整について

調整方法は下記のとおり行う

(1) 江別市民を優先とし、合計点数の高い方から順に入所調整を行う (合計点数=基礎点数+調整点数) ただし、ア・イに当てはまる場合は、江別市民と同様に扱う

ア 市外在住者である保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合

イ 江別市に転入予定の場合

(2)同一点数の時の優先順位は次のとおりとする

順位	内容
1	過去保育料に滞納が無い
2	保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している
3	兄妹姉妹が既に入所している
4	同居者なしのひとり親世帯
5	基礎点数が高い順
6	多子世帯
7	核家族世帯
8	市町村民税の所得割額が低い世帯
9	世帯の状況から総合的に判断
10	抽選による選考

- (3) 年度途中の転園希望者の選考については、新規入所希望者を優先する
- ※1 保育施設等:認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設